

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成20年10月22日に、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可第〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇〇〇）の事業年度終了報告書（決算期が平成19年6月～平成20年5月に係るもの）の工事経歴書の中で岡山県が注文者である

①〇〇〇〇〇〇工事（〇〇〇）の平面図

②〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇（〇〇〇）の契約書これに準ずるもの、見積書、入札書（見積入札書）、下請届一式、人の写っている写真のみ

③〇〇〇〇〇〇工事（〇〇〇）の契約書これに準ずるもの、入札書、工事概要が分かるもの（切抜の工事概要のみでいいです。）、下請届一式、掃除の機械が写っている写真、人の写っている写真のみ

④〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇（〇〇〇）の下請届一式、2～3ヶ所修繕と思料するがその位置が分かるもの、写真（人が写っているもののみでいいです。）、契約書これに準ずるもの、入札書（見積入札書）、見積書一式

条例第9条の規定による公益上の理由による裁量的開示を求める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可第〇〇〇〇〇号）の事業年度終了報告書（決算期が平成19年6月～20年5月）のうち工事経歴書に記載する注文者が岡山県の工事における下記の文書

①〇〇〇〇〇〇工事（以下「工事1」という。）の平面図

②〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇（以下「工事2」という。）の契約書これに準ずるもの、見積書、入札書（見積入札書）、下請届一式、人の写っている工事写真

③〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇（以下「工事3」という。）の契約書これに準ずるもの、入札書、工事概要が分かるもの、下請届一式、掃除の機械及び人の写っている工事写真

④〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇（以下「工事4」という。）の契約書これに準ずるもの、入札書（見積入札書）、見積書一式、位置が分かるもの、下請届一式、人の写っている工事写真」

を特定した上で、別表のとおり、その一部が条例第7条第2号若しくは第3号に該当

すること、又は取得していないため保有していないことを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年10月31日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年12月15日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年12月25日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を破棄して全部開示決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

社会正義実現と公共の福祉向上と社会秩序の維持のため、公益上の理由による開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 文書の不存在について

(1) 工事2に係る契約書又はこれに準ずるもの

工事2については、予定価格が岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第152条第3項及び第4項の規定により、契約金額が100万円未満の契約をするときは契約書を省略することができるとされ、また、契約金額が50万円未満の契約をするときは、請書を徴することを省略することができるとされていることから、契約書又はこれに準ずるものは存在しないため、非開示の決定をした。

(2) 工事2に係る入札書（見積入札書）

工事2については、財務規則第149条別表第6に掲げる金額未満であるため随意契約としており、見積書を徴しているものの、入札による契約ではないことから、入札書は存在しないため、非開示の決定をした。

(3) 工事2、3及び4に係る下請届一式

下請届出書は、請負者が工事の一部を下請負に付したときは直ちに提出させることとしているが、下請負に付さなければ提出されることはない。工事2、3及び

4では、請負者から下請負届出書が提出されておらず、当該文書は存在しないため非開示の決定をした。

2 文書の一部開示について

(1) 工事2及び4に係る見積書

工事2及び4に係る見積書に記載された歩掛、単価及び金額は、各下請業者の経営方針等に関する情報又は営業上のノウハウに関する情報であり、また当該情報は公にされているものでなく、当該情報を開示することで、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため条例第7条第3号に該当するので非開示とした。

(2) 工事2、3及び4に係る工事写真

工事2、3及び4に係る工事写真には、当該工事に従事している作業員も撮影されており、これは元請負業者又は下請負業者の従業員等としての個人に関する情報であり、また職歴を示すものであり、工事写真は公にされるものでもないため条例第7条第2号に該当するので非開示とした。

3 異議申立ての趣旨及び理由に対する意見

本件処分に対して、異議申立人は、社会正義実現、公共の福祉向上及び社会秩序の維持のためとして非開示部分の全部開示を求めているが、異議申立ての趣旨が不明であり、通常非開示としている部分を非開示とした当該一部開示決定は妥当であると考ええる。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、工事2に係る契約書又はこれに準ずるもの、見積書、入札書（見積入札書）、下請届一式及び人の写っている工事写真、工事3に係る下請届一式及び掃除の機械及び人の写っている工事写真、工事4に係る見積書、下請届一式及び人の写っている工事写真である。（以下、この項の工事写真について「工事写真」という。）

2 本件対象公文書の存否について

(1) 工事2に係る契約書又はこれに準ずるもの

実施機関は、工事2については、財務規則第152条第3項及び第4項により、契約金額が100万円未満の契約をするときは契約書を省略することができるとされ、また、契約金額が50万円未満の契約をするときは、請書を徴することを省略することができるとされていることから、契約書又はこれに準ずるものは存在しないため、非開示としたと説明する。

実施機関において、契約金額が100万円未満の小規模な修繕等については、財務規則第152条第3項第1号の規定により契約書の作成を省略することが通例とされているものと認められる。また、異議申立人からは、契約書又はこれに準ずる

ものが提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関がこれらの文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、これらについて存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。よって、本件対象公文書工事2に係る契約書又はこれに準ずるものについて、取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

(2) 工事2に係る入札書（見積入札書）

実施機関は、工事2については、財務規則第149条別表第6に掲げる金額未満であるため随意契約としており、見積書を徴しているものの、入札による契約ではないため、入札書は存在しないと説明する。

入札書は、一般競争入札又は指名競争入札に当たり、参加者が作成して実施機関に提出するものであり、工事2については、随意契約であるため入札書は提出されていないと考えられる。また、異議申立人からは、当該工事に係る入札書（見積入札書）が提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、これについて存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。よって、本件対象公文書工事2に係る入札書（見積入札書）について、取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

(3) 工事2、3及び4に係る下請届一式

実施機関は、下請届出書は、工事の一部を下請負に付したときに請負者から提出させることとしているが、下請負に付さなければ提出されることはなく、工事2、3及び4では下請届出書が提出されておらず、下請届一式は存在しないため非開示としたと説明する。

実施機関において、下請届出書は、元請業者が下請業者へ工事の一部を下請負に付したときに元請業者から実施機関への提出が義務付けられているものと認められるが、異議申立人からは、元請業者から実施機関に工事2、3及び4に係る下請届一式が提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、これらについて存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。よって、本件対象公文書工事2、3及び4に係る下請届一式について取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

3 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については開示することとしている。何人も知り得る状態に置かれている情報については、個人の権利利益の保護

の観点からは非開示とする必要がないためである。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

これは、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

4 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記3で示した非開示条項及び裁量的開示の規定の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書工事2、3及び4に係る工事写真において非開示とされているのは、写真内の人物であるが、これらは、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」に該当するものであることは明白である。

また、いずれも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、本件対象公文書工事2、3及び4に係る写真内の人物については、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

本件対象公文書工事2及び4に係る見積書において非開示とされているのは、これに記載された歩掛、単価及び金額に係る部分である。

実施機関は、見積書に記載された歩掛、単価及び金額は、各下請業者の経営方針

等に関する情報又は営業上のノウハウに関する情報であり、また当該情報は公にされているものでなく、当該情報を開示することで法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第7条第3号に該当するので非開示としたと説明する。

当該見積書は、公共工事の下請契約を締結するに当たり作成された書類であり、企業間の取引に係る書類である。そして、非開示とされた見積書に記載された歩掛、単価及び金額は、下請業者が見積額を算出する際の積算内訳が分かる情報であり、当該下請業者の経営方針に関する情報及び営業上のノウハウに関する情報と認められ、これらが公開されると当該下請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって、本件対象公文書工事2及び4に係る見積書に記載された歩掛、単価及び金額については、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記（1）及び（2）において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

(4) 公文書一部開示決定通知書の記載等について

本件対象公文書工事2及び4に係る見積書について、実施機関が実際に開示した公文書を確認したところ、見積書頭書の合計額は開示している一方で、最下欄の合計額（消費税の金額及びその金額を合計額から除いた金額を含む。以下同じ。）は開示していないことが認められるが、公文書一部開示決定通知書の記載においては見積書頭書の合計額を非開示としていない。こうしたことからすれば、実施機関は開示の実施に当たって最下欄の合計額を誤って非開示の扱いとしたものと考えられる。

また、本件対象公文書工事2に係る見積書について、「再生密粒度アスコン」の数量を、2件の見積書のうち一方では開示し、他方では非開示としているが、公文書一部開示決定通知書の記載においては数量を非開示としていない。こうしたことからすれば、実施機関は開示の実施に当たって「再生密粒度アスコン」の数量を誤って非開示の扱いとしたものと考えられる。

これらの点については、非開示とされている情報は他の箇所で開示されていることから、実質的な問題は生じないとしても、審査会としては、実施機関には、今後、開示に当たっては慎重かつ適切に事務処理を行うよう望むものである。

5 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年12月25日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年2月10日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年4月1日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年5月28日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年6月25日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成22年7月30日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成22年11月24日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成22年12月15日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成23年2月14日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成23年3月30日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	審査会第3回目まで審議
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	
井 田 千津子	弁護士	審査会第4回目から審議

別表

工 事 名	開示しない部分	開示しない理由
2 ○○○○○○工事○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書これに準ずるもの ・ 入札書（見積入札書） ・ 下請届一式 	取得していないため保有していない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積内訳書のうち、歩掛、単価、金額 	条例第7条第3号該当 法人その他団体に関する情報であり、事業運営上の地位などが損なわれるため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の写っている工事写真のうち、個人を識別できる画像 	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
3 ○○○○○○工事○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請届一式 	取得していないため保有していない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掃除の機械及び人の写っている工事写真のうち、個人を識別できる画像 	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
4 ○○○○○○工事○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請届一式 	取得していないため保有していない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積内訳書のうち、歩掛、単価、金額 	条例第7条第3号該当 法人その他団体に関する情報であり、事業運営上の地位などが損なわれるため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の写っている工事写真のうち、個人を識別できる画像 	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。